

南丹市 男女共同参画 行動計画

平成21年3月



京都府
南丹市

ごあいさつ

21世紀に入り、少子高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化する中、すべての人がいきいきと心豊かに暮らすためには、家庭・職場・地域などのあらゆる分野において、男女が共に参画できる社会づくりが求められています。



国においては、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、取組が進められています。

本市は、平成18年（2006年）1月1日に園部町、八木町、日吉町及び美山町の4町が合併し、このたび、南丹市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくため、その指針となる計画「南丹市男女共同参画行動計画」を策定しました。

本計画は、男女が自らの意思によって様々な分野における活動に参画することができ、力を合わせて共に支え合う社会を目指しています。

男女共同参画社会づくりの基本となるのは、「人権の尊重」です。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め、相手を思いやる心こそが本市の目指すべき男女共同参画の原点と考えます。市民の皆様一人ひとりが輝いて生きていくことができるよう、男女共同参画社会の実現に向け、本計画を着実に推進してまいり所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました南丹市男女共同参画社会推進委員会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成21年3月

南丹市長 佐々木 稔納

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本理念	1
3. 本市が目指す男女共同参画社会の姿	3
4. 計画の性格と位置付け	3
5. 計画の期間.....	3
第2章 男女共同参画の現状	4
1. 国内外の動き.....	4
2. 社会情勢の変化.....	7
第3章 計画の内容.....	9
1. 施策の体系.....	9
2. 基本目標	11
基本目標1. 男女平等の意識づくり.....	11
重点課題1 男女共同参画の啓発	11
重点課題2 男女共同参画に関する学習	13
重点課題3 男女の人権の尊重	15
基本目標2. あらゆる場における男女平等の地域社会づくり	17
重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	17
重点課題2 政策・方針決定過程への男女の参画の拡大	19
重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進	21

基本目標3. 労働における男女平等の推進.....	23
重点課題1 職場における男女共同参画の推進.....	23
重点課題2 仕事と家庭の両立支援.....	25
重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上.....	27
基本目標4. だれもが安心して暮らせるまちづくり	29
重点課題1 高齢者・障がい者等への支援充実.....	29
重点課題2 生涯を通じた健康支援.....	31
第4章 計画の推進体制	33
1. 推進体制の充実.....	33
2. 関係団体との連携	33
3. 市民との連携.....	33
4. 国・府等関係機関との連携	34
5. 計画の進行管理	34
資 料 編.....	35
1. 男女共同参画社会基本法.....	35
2. 男女共同参画基本計画（第2次）の概要.....	40
3. 用語解説	45
4. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 設置要綱	47
5. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 委員名簿	49
6. 男女共同参画社会の形成に向けた歩み（年表）	50

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、戦後の国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築く上で、性別にかかわらず人権が尊重され、男女があらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられています。

しかし、私たちの身近な状況を見ると、固定的な性別役割分担^{※1}をはじめ、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の暴力など、意識や慣習の面において、いまだ課題が多く残されています。

こうした中、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

2. 基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

本市においても、男女共同参画社会基本法の5つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

【男女共同参画社会とは】

～男女共同参画社会基本法（平成11年（1999年）6月に公布・施行）～

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法 第2条）」

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。また、行政（国、地方自治体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

男女共同参画社会基本法の5つの理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

【国の責務】

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む）の総合的な策定・実施の責務

【地方公共団体の責務】

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

【国民の責務】

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

平成11年（1999年）6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念と、これに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意の下に定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。また、この法律は男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、男性も女性も自らの個性を發揮しながらいきいきと充実した生活を送ることができることを目指すものであり、21世紀の我が国の社会を決定する大きな鍵であると言えます。

3. 本市が目指す男女共同参画社会の姿

本市が目指す男女共同参画社会とは、あらゆる場面において「市民一人ひとりの男女平等意識が高められる社会」です。

家庭では、固定的な性別役割分担意識が解消され、男女が共に家事、育児、介護等の家庭的責任を積極的に担うことにより、働き方や生き方を柔軟に選択できる明るく活気に満ちた家庭が築かれます。

地域では、様々な慣行、しきたり等が見直されることにより、地域の様々な行事や活動に男女が共に地域の担い手として参画できるようになります。

働く場では、性別により差別されることなく、採用・賃金・昇進において均等な機会と待遇の確保が行われるようになり、一人ひとりの能力や個性が最大限に発揮できるようになります。

そして、様々な分野において責任ある立場、政策決定過程への女性の参画が高められ、女性の意見等が反映されるようになり、すべての市民が性別に捉われることなく一人ひとりの人権、個性、能力、価値観が尊重され、自らの意思で自分らしい生き方を選択することができる社会です。

4. 計画の性格と位置付け

本計画は、本市における男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「京都府男女共同参画計画・新KYOのあけぼのプラン」を勘案し、「南丹市男女共同参画社会推進委員会」において審議を重ねるとともに、「南丹市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

5. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10か年とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画の現状

1. 国内外の動き

(1) 国際的な動き

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、その後の10年間を「国連婦人の十年」として、女性の地位向上を目指す取組を展開しました。

昭和54年(1979年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。平成7年(1995年)到北京で開催された第4回世界女性会議では、平成12年(2000年)までの世界各国が取るべき行動を定めた行動綱領が定められ、平成12年(2000年)に開催された国連特別総会の「女性2000年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けて更なる行動を行うことが約束されました。

そして、平成17年(2005年)に開催された第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)では、「北京宣言」が行われた第4回の世界女性会議から10年の節目を迎えて、「行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されています。

(2) 国の動き

昭和50年(1975年)に、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)には、「国内行動計画」が策定されました。その後、「男女雇用機会均等法^{※2}」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、昭和60年(1985年)には、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成6年(1994年)には内閣に全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部が設置され、国内における推進体制の強化が行われました。平成8年(1996年)、新国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、更に平成11年(1999年)、男女共同参画の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成17年(2005年)に、それまでの取組を評価・総括した上で「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。近年では、平成19年(2007年)、「男女雇用機会均等法」の一部が改正され、男女双方に対する差別や間接差別、妊娠、出産等を理由とする不利益な取り扱い等が禁止されました。

(3) 京都府の動き

京都府では、国の女性政策の黎明期から、行動計画の策定や推進体制の整備、啓発事業の実施等に積極的に取り組んできました。昭和 56 年（1981 年）12 月に女性問題に関する第一次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が策定され、5 年間の計画期間中に、京都府立婦人教育会館の建設をはじめ、KYOのあけぼの大学、女性の船事業、女性海外研修事業など、意識啓発、指導者の養成、国際交流の促進といった観点から各種の事業が創出されました。

平成元年（1989 年）に「KYOのあけぼのプラン」が策定され、その後プランは平成 13 年（2001 年）に改定され、「男女共同参画社会基本法」を踏まえた「京都府男女共同参画計画 新KYOのあけぼのプラン」として、新しい 10 か年計画が策定されました。また、平成 18 年（2006 年）には後期施策についての取組が検討されました。

平成 16 年（2004 年）には「京都府男女共同参画推進条例」が施行され、取組の更なる推進が図られました。その後も平成 18 年（2006 年）に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」の策定、平成 20 年（2008 年）に「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」の策定など、時代の変化に合わせた取組が進められています。

(4) 本市の取組

本市が合併するまでの旧町においては、園部町が平成 8 年（1996 年）に「仲良く生きようプラン・そのべ」を、日吉町が平成 16 年（2004 年）に「ひよしせせらぎプラン」を、八木町が平成 17 年（2005 年）に「八木町男女共同参画プラン」をそれぞれ策定し、各町において男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

園部町では、平成 3 年（1991 年）より庁内に女性対策検討委員会及び推進会議を組織し、女性の生きがい対策として「リフォーム小物づくり」の取組をはじめするなど早期から女性政策に取り組んできました。平成 5 年（1993 年）には、文化、創作活動を通じて幅広い交流の中から女性がいきいきと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる場として「女性の館」が設置され、以来、今日まで数多くの女性グループの養成が行われてきました。また、この年から毎年、女性フォーラムを開催して町民の男女共同参画についての啓蒙、啓発を行ってきました。

平成 14 年（2002 年）には、女性団体のネットワーク化を目指して「園部町女性団体連絡会」が設置され、女性団体相互の連携が図られてきました。

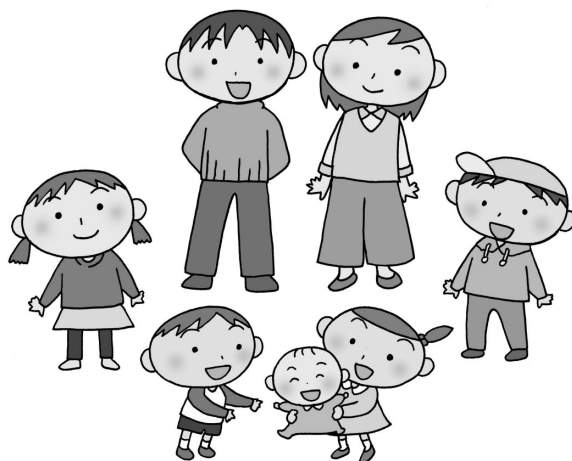
八木町においては、平成 4 年（1992 年）に、男女共同参画のまちづくり推進に役立てることを目的として、「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査を行い、翌年には、住民課と教育委員会に分かれていた女性政策の担当を一本化するとともに八木町における男女共同参画社会の実現を図っていくため、「八木町女性政策検討委員会設置要綱」を策定しました。そして、平成 6 年（1994 年）に第 1 回八木町女性対策検討委員会が開催され、検討委員会の提言により「女性海外視察団」派遣制度が実施されるなどの成果を挙げました。

日吉町では、第三次総合計画・後期計画の目標の一つに掲げられている「男女がともに助け合えるまち」の実現に向けて、「男女平等の意識づくり」「家庭、職場、地域における男女

共同参画の実現」「女性の人権を守る体制づくり」を重点テーマに取り組み、広報を通じての啓発活動や広く住民を対象とした講演会を開催してきました。男女共同参画計画の策定にあたっては平成 13 年（2001 年）に男女共同参画推進会議を設置し、その後、町民意識調査を行うなど意識の把握や啓発に努めてきました。

美山町では平成 7 年（1995 年）に町内各分野で活躍する個人、団体、グループ等をもって構成する「美山町女性の集い連絡会」が発足し、女性の交流、親睦を深めるとともに、住みよい地域社会を築くための行政への提言を主な目的として活動してきました。平成 15 年（2003 年）からは、「男女共同参画の実現を目指す」ことを掲げ、講演会や学習会を通して男女共同参画社会の実現を目指してきました。

合併後は、市全域の女性団体のネットワークづくりを目指し、「なんたん女性のネットワークづくり仕掛人会議」を立ち上げ、南丹市男女共同参画フォーラム「きらりなんたん」を開催するなどの活動を行っています。



2. 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

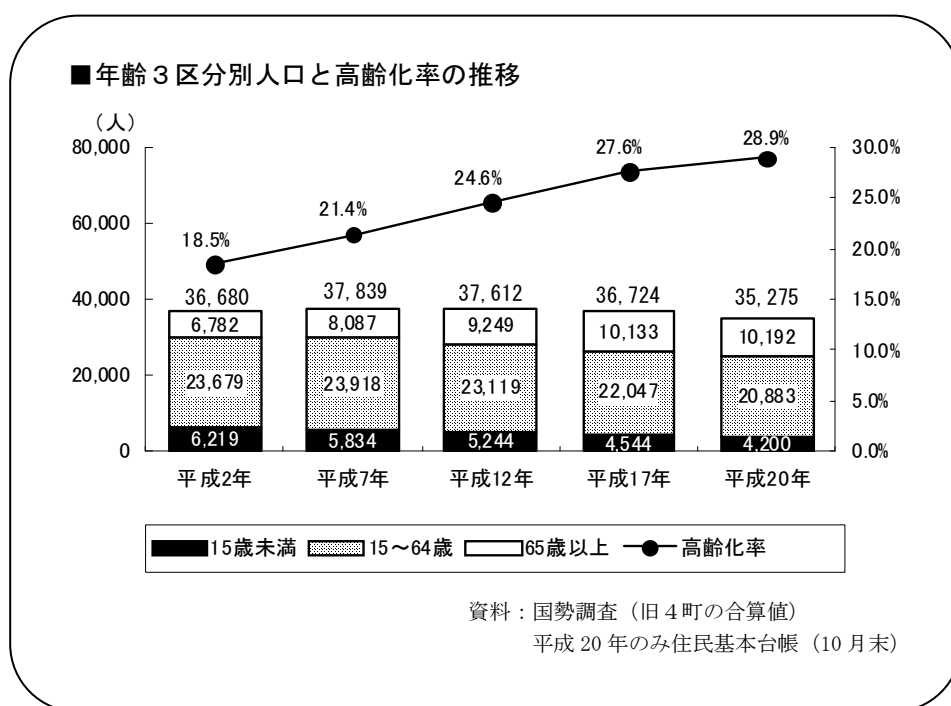
我が国では、少子高齢化が急速に進行しています。平成 19 年（2007 年）の合計特殊出生率※3は 1.34 であり、過去最低を記録した平成 17 年（2005 年）の 1.26 から若干回復したものの、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回っています。また、平均寿命の伸長や少子化の進行により人口構造の高齢化が進んでいることから、2050 年には国民のおよそ 2.8 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会が到来することが予測されています。

本市の年齢 3 区分別人口の推移をみると、総人口は平成 7 年（1995 年）で一度増加したものの、その後は減少しています。一方で 65 歳以上の人口は増加を続け、平成 20 年（2008 年）では高齢化率が 28.9%となっており、少子高齢化が年々進行している状況にあります。

少子化については、未婚化・晩婚化の進行や夫婦の出生力の低下など様々な要因があるとされていますが、その背景には個人の価値観の多様化、子育てへの経済的な負担感や仕事と子育ての両立に対する負担感が増していることなどが考えられています。また、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化も要因として考えられています。

少子高齢化の進行による社会経済への影響として、労働力人口が減少し経済成長率が低下するおそれがあり、また年金・医療・福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大することなどが懸念されます。

こうした中、豊かで安定した社会を実現するためには、性別や年齢などに捉われない社会参画が不可欠であり、家庭を基本としつつも、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。



(2) 雇用環境の変化

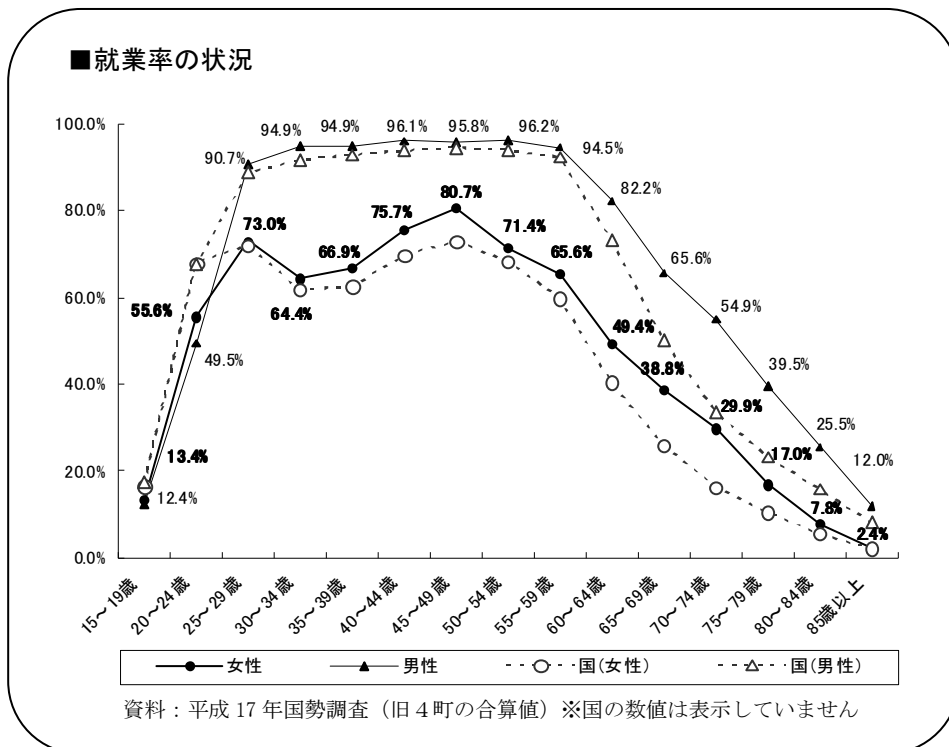
これまで、我が国の経済は戦後の復興期から高度成長期にかけて大きく発展してきました。その間、農業中心の産業から工業中心へと移行し、経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。

こうした中、近年では働く女性が増えており、平成 19 年（2007 年）の女性の就業者数は 2,763 万人となり、就業者全体に占める女性の割合は 41.4%となっています。

女性の労働力率をみると、20 歳代後半に一度ピークを迎え、その後低下した後で反転し、40 歳代後半に 2 度目のピークを迎えるという“M字カーブ”を描いています。これは、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育て等が落ち着いた頃に再び就労するためと考えられますが、本市も全国と同様に M 字型の傾向がみられます。また、再び就労する際の働き方としては、パート・アルバイトといった非正規雇用の形態が多くなっています。

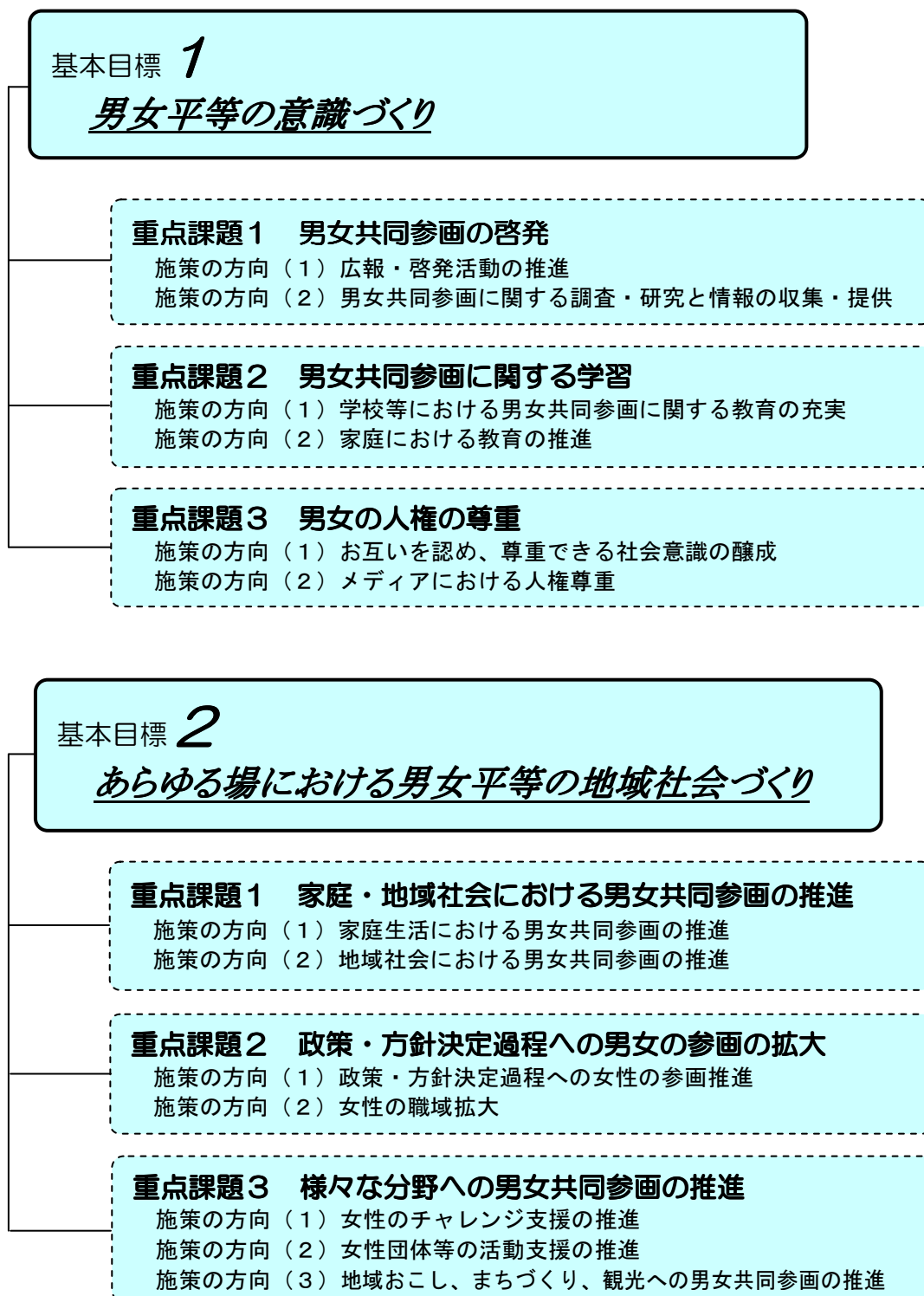
長引く景気低迷により雇用環境は非常に厳しい状況にあり、終身雇用や年功序列賃金などの日本型雇用慣行が揺らぎつつあります。また、情報通信技術（IT）の飛躍的な発達により、就業形態の多様化が進んでいます。

今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられるところであり、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援など、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりが求められています。



第3章 計画の内容

1. 施策の体系



基本目標 **3**

労働における男女平等の推進

重点課題1 職場における男女共同参画の推進

施策の方向 (1) 男女平等の推進

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

施策の方向 (1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

施策の方向 (2) 子育て支援策等の充実

重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上

施策の方向 (1) 方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向 (2) 就業条件と環境の整備

基本目標 **4**

だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題1 高齢者・障がい者等への支援充実

施策の方向 (1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援

施策の方向 (2) 高齢者・障がい者等福祉サービスの充実

重点課題2 生涯を通じた健康支援

施策の方向 (1) 母性健康管理対策の推進

施策の方向 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援

2. 基本目標

基本目標 1. 男女平等の意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会を築くために非常に重要なものとなります。このような社会を実現するため、家庭や地域などでの固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、メディアや様々な機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、男女の人権が尊重される社会をつくるため、メディアにおける人権の尊重、ドメスティック・バイオレンス※4やセクシュアル・ハラスメント※5等の男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

重点課題 1 男女共同参画の啓発

【現状と課題】

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、男女の役割を固定的に捉える人々の意識は、今なお社会に根強く残っている状況にあります。

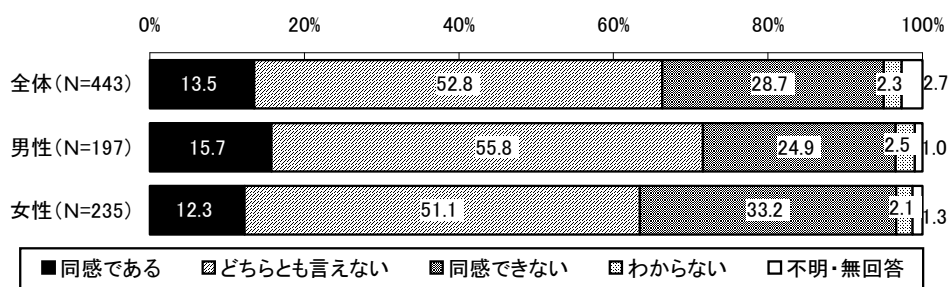
それは、市民意識調査において「男女平等の社会にするためにはどのようなことが必要か」という問に対して、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりをあらためること」が最も高くなっていることから伺えます。また、「男は仕事、女は家庭という考え方についてどう思うか」という問では、「どちらとも言えない」が5割を超えて最も高くなっていますが、男女別では、「同感である」は男性が女性より高く、「同感できない」は、女性が男性より高くなっており、男性の方が固定的な性別役割分担意識が高いことが分かります。

また、女性は共働きの場合、仕事をしながら家事の大部分を担っている現実があります。変化する意識や考え方がある中で、根強く変わらない意識に捉われることが、結果として、男女それぞれの活動の広がりや難しさを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

このような意識は、長い時間の中で形づくられてきたものであり、時代と共に変わりつつあるものの、即座に払拭することは難しいことから、市民が男女共同参画に関する認識を深められるよう、広報、啓発活動を継続して実施していく必要があります。

※この計画書の中の「市民意識調査」とは、平成20年（2008年）3月に実施した「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査報告書」を指します。

Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



施策の方向

(1) 広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが性別にかかわらず、互いの個性や意思を尊重する意識づくりが重要です。そのため、メディアや様々な機会を通して男女共同参画を進めるための広報・啓発活動を行います。

具体的施策	施策の内容
1 多様な媒体を利用した情報提供	・広報誌、CATV、お知らせ版等、多様な媒体を利用し、男女共同参画推進の視点に立った制度、慣行の見直しについての広報、啓発を行います。
2 講演会・講座等の開催	・男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの一週間)に合わせて、フォーラムや講演会等を開催します。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供

国や府が進める男女共同参画の進捗状況を把握し、調査・研究を進めるとともに、国や府、周辺市町村や民間団体など、男女共同参画に関して積極的に取り組んでいる活動の情報や資料を収集し、市民への提供に努めます。

具体的施策	施策の内容
3 男女共同参画に関する調査・研究	・男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取組状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。
4 男女共同参画に関する情報の収集・提供	・国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物等を収集し、市民への提供に努めます。

重点課題2 男女共同参画に関する学習

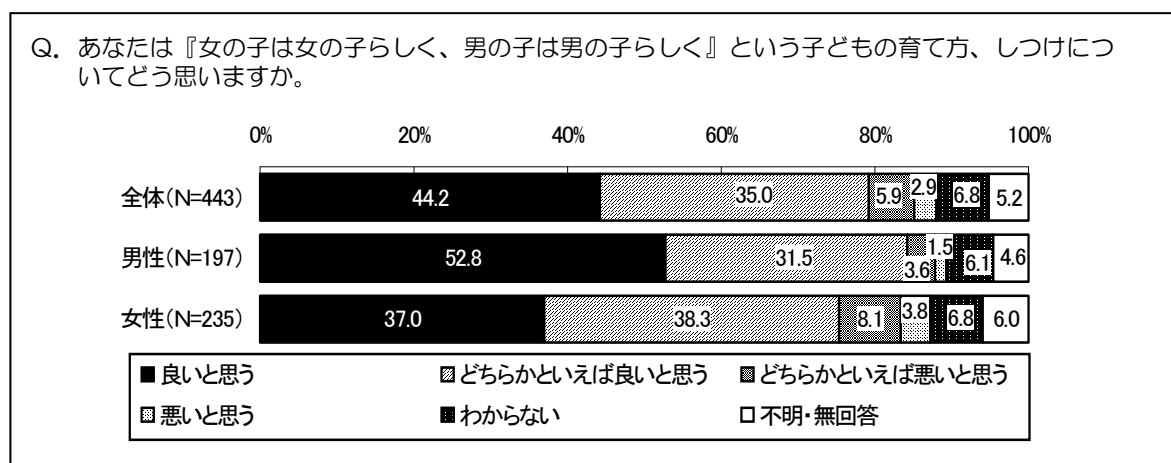
【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、思いやりと自立の意識をはぐくむことが不可欠です。このような意識を養い育てるためには、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、それぞれの分野で男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

特に、学校教育においては、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切となります。

学校教育とともに、家庭・地域における教育も、子どもたちの意識の形成に大きな影響を及ぼします。女だから、男だからといった性別を意識したものの見方や考え方は、幼児期からの生活習慣の中で無意識のうちに身につけていきます。市民意識調査では、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という子どもの育て方を肯定する意見が8割となっており、依然として固定的な性別役割分担意識につながる考え方が根深いことが伺えます。

将来の社会を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性をはぐくむことのできるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりに力を入れていくことが求められています。



施策の方向

(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の充実

男女平等意識を高め、男女が共に参画する社会を形成するため、学校教育をはじめとするあらゆる教育活動を通して、幼児・児童・生徒に対し、人権尊重の意識や男女平等意識をはぐくむための教育を推進します。

具体的施策	施策の内容
5 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進	・「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、教育活動全体において道徳教育や人権教育を行うことを焦点化し、努力点として位置付けており、これに基づく教育活動を計画的に推進します。
6 男女共同参画教育の推進	・学校での日常的な教育活動や、計画的な人権教育・道徳教育を通して、自他を尊重し、互いの特性を認め合う心豊かな学校生活の充実に努めており、「人権学習資料」「道徳資料」の活用や、日常の学校活動を通じて推進を図ります。
7 性別に捉われない進路・生徒指導の推進	・望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動等の実施）を通じた進路指導や、児童生徒のよりよい人間関係の育成のための学級集団づくりなど、よりよい人格形成を促がす生徒指導に努めており、このような教育活動を継続して推進します。

(2) 家庭における教育の推進

親の行動や生活習慣が子どもの意識に大きな影響を与えることから、子どもが性別に捉われずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、様々な機会を捉えて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

具体的施策	施策の内容
8 家庭における学習の推進	・各種講座等を開催し、家庭における男女共同参画の意識を深め、家庭の健全な発展と安定に努めます。

重点課題3 男女の人権の尊重

【現状と課題】

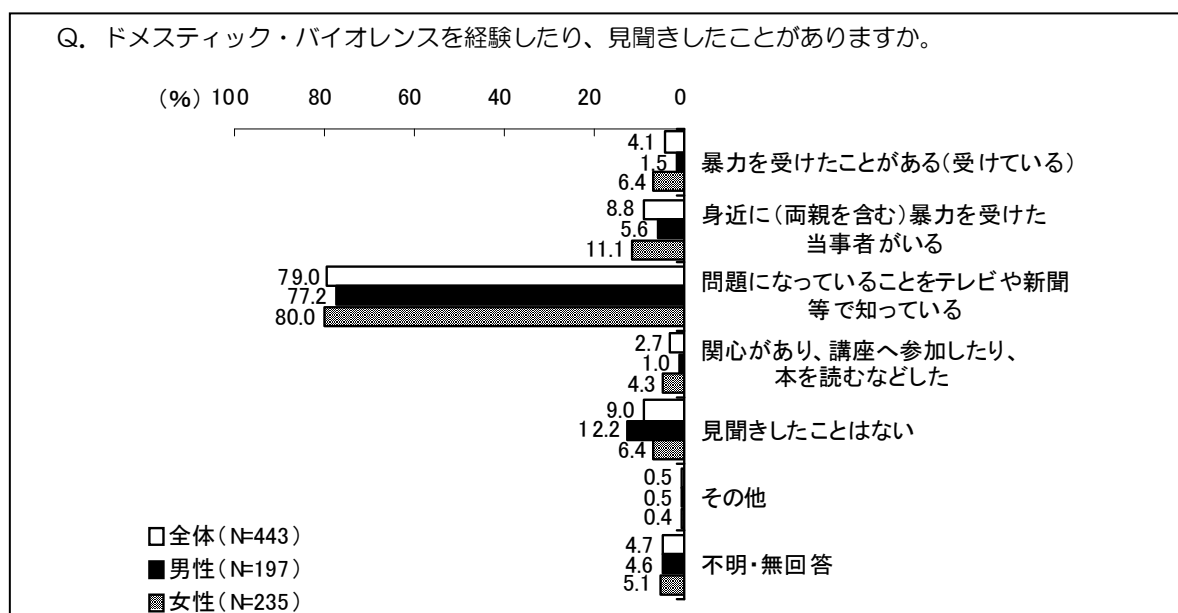
男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、地域社会における慣行やしきたりの中には、性別を理由とした差別的な取り扱い等、いまだに女性に対する差別が根強く残っており、男女共同参画社会に向けた取組を進めていく上で大きな阻害要因となっています。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の人権を侵害する行為も大きな社会問題となっています。

市民意識調査によると、女性の6.4%が配偶者からの暴力を受けた経験があると回答しています。また、セクシュアル・ハラスメントについても、同調査において女性の12.3%に被害経験があります。配偶者等からの暴力は、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くなっていましたが、近年では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※6」などの法整備により、人々の意識の面でも理解が進みつつあります。性を人間の尊厳にかかわる基本的人権の問題として捉え、男女がお互いの人権を尊重し、平等な人間関係を形成できるよう意識啓発を行うとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の防止に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

また、近年、高度情報化が進展する中で、新聞・図書・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に非常に大きな影響を与えています。固定的な性別による役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調した表現、暴力を肯定した表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、時には批判的な視点を持って読み解き、自分で使いこなす能力の向上が求められています。



施策の方向

(1) お互いを認め、尊重できる社会意識の醸成

性別による差別的な取り扱いやドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力は人権侵害であるという認識を広め、あらゆる男女の差別と暴力を許さない社会をつくっていくために、啓発活動などによる意識づくりや相談体制の充実に努めます。

具体的施策	施策の内容
9 人権啓発の取組	・人権啓発の取組として、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や啓発イベントを開催します。
10 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者に対する支援	・ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、啓発を行うとともに、地域の民生児童委員等と連携して被害者の早期発見と未然防止に努めます。 ・被害者が相談しやすくするため、相談体制を充実して相談窓口の周知を行うとともに、婦人相談所や警察等、関係機関との連携を図り、被害者の救済に努めます。
11 セクシュアル・ハラスメントの防止と相談支援体制の充実	・職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 ・人権問題に対応する相談機関においてセクシュアル・ハラスメントに関する相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

(2) メディアにおける人権尊重

市の発信する情報が人権の尊重、男女平等の視点に立っているかを点検するとともに、市民に対しては情報を主体的に読み取る能力（メディアリテラシー※7）をはぐくむための支援を行います。

具体的施策	施策の内容
12 男女共同参画を進めるための表現の浸透	・公的機関の発行する刊行物が男女共同参画の視点から、適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。
13 メディアを正しく読み解く力の養成	・市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うための学習機会の提供に努めます。

基本目標 2. あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に責任を持って、家庭、職場、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようにすることが大切です。あらゆる分野において男女共同参画が図られるよう、意識啓発と環境整備を推進します。

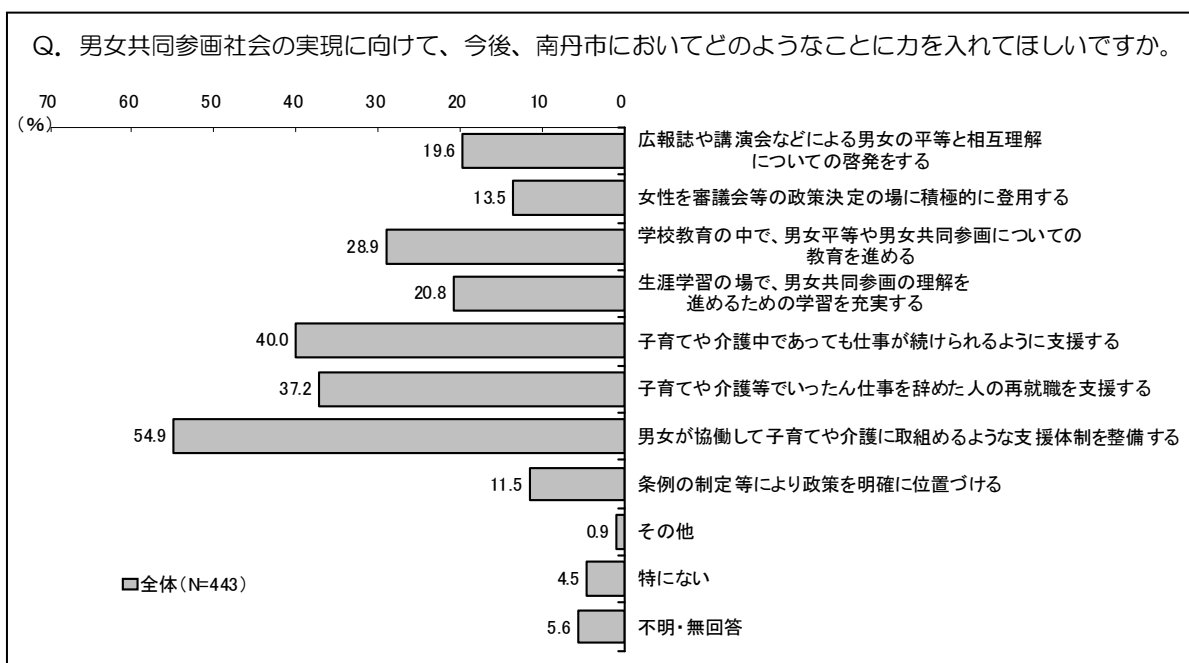
市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や団体等への働きかけを行います。

また、女性団体の活動を支援するとともに、地域おこしなどの新たな取組を必要とする分野において幅広い視点で男女共同参画を推進します。

重点課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年は、女性の就労率が上昇しており、子どもを持つ女性が就労していることも多くなりました。若年層の家庭では、共働き家庭の一般化と就労形態の多様化により、男女が平等に家事等を分担する傾向もみられます。しかし、本市においても、中高年齢層の家庭や、農山村において性別による固定的な役割分担意識が強く残っており、「男は仕事、女は家庭」という役割分担が解消されないままに、「男は仕事、女は仕事と家事、育児、介護」という形で、女性の負担が過重になっている状況がみられます。このことは、市民意識調査において男女共同参画社会の実現に向けて市に力を入れてほしいこととして、「男女が協働して子育てや介護に取組めるような支援体制を整備する」が5割以上と最も高くなっていることから伺えます。男女共同参画社会の実現のためには、女性の家庭生活や地域活動での負担の軽減が図られることが必要であると同時に、男女の意識を変えていくための様々な支援が必要です。



施策の方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活における役割分担について、日常生活の中で、夫婦間等において話し合いが行われ、家事・育児・介護等について夫婦等の新しいパートナーシップが構築できるよう、働きかけを行います。

具体的施策	施策の内容
14 家庭生活における男女平等の推進	・家庭における男性と女性の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事、育児、介護等の家庭的責任を担うことができるよう講演会や広報等による啓発に努めます。

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容
15 地域活動への男女共同参画の推進	・地域の自主的な取組を支援するとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ・自治会やPTA等の地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取組まれるよう、啓発を行います。



重点課題2 政策・方針決定過程への男女の参画の拡大

【現状と課題】

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、だれもが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定過程での男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能になります。しかしながら、女性の政策決定過程への参画は、まだまだ遅れているのが現状です。本市では、平成20年（2008年）7月現在の市職員（453人）に占める女性の割合は44%となっており、また課長補佐級（58人）に占める女性の割合は21%、管理職級（55人）に占める女性の割合は18%となっています。また、市の審議会等においては、女性の参加のない審議会等もあり、全体としては、8割が男性の委員で占められています。

国では、平成15年（2003年）6月に男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進」が決定され、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための施策を推進しています。その決定の中では、社会のあらゆる分野において、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう目標が定められています。

このような意思決定過程への女性の参画を進めるためには、女性自らが力を持った存在になる（エンパワーメント※8）ための支援や人材育成を図るとともに、様々な分野に応じた積極的改善措置（ポジティブ・アクション※9）を具体化していくことが大切です。



施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

政策・方針決定過程に女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画を促進します。

具体的施策	施策の内容
16 審議会等委員への女性の参画促進	・ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会等において、女性委員の占める割合が1/3以上となるよう、女性の登用を促進し、男女のバランスの取れた審議会を目指し委員の選出に努めます。
17 公募制度の導入促進	・ 市政により一層の民意を反映させるため、審議会等委員の公募制度の導入を促進します。
18 女性の地位向上の促進	・ 社会の様々な分野において指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう努めます。

(2) 女性の職域拡大

女性の意欲と能力に応じた登用を行い、女性の職域拡大や、能力の向上を目指します。

具体的施策	施策の内容
19 女性の職域拡大と管理職への登用促進	・ 女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努めます。 ・ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

【現状と課題】

女性の新しい発想や多様な能力を生かすことができるよう、地域おこし・まちづくり等様々な分野へのチャレンジ支援を進めていく必要があります。

平成17年（2005年）12月に国において策定された「男女共同参画基本計画（第2次）」では、男女が共に個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」、従来、女性の参画が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」の3つのチャレンジ支援の推進が掲げられています。

「横へのチャレンジ」として、地域おこし、まちづくり、観光等の分野への女性の参画が求められます。これらは、生活に身近な分野であり、男女が共に参画し、様々な発想、地域の活性化、暮らしの改善が求められるものです。近年、女性、高齢者層といった世代の人々が満足できる多様な余暇の楽しみ方が増えるなど、観光を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市においては、「横へのチャレンジ」として、様々な女性たちが地域の中で、まちづくりに取り組んできました。長い歴史を持つ婦人会などの女性組織活動。手工芸品や着物リフォームなどの創作活動。郷土食や地域特産品などの加工。環境問題など時々の社会問題への取組。暮らしの中のいろいろな場面で女性たちは自らの地域の課題を捉え、学習や体験、交流、環境保全活動などの実践を通じて地域づくりに貢献してきました。

こうした様々なグループが連携を深め、新たなネットワークづくりを進めており、女性たちの活動が全市的な広がりを持てるように支援することが求められています。

一方、女性の社会進出が進んだと言われる今日でも、仕事を続けたいと希望しながら出産により退職を余儀なくされている例も多くみられます。また、子育てが一段落してから再び仕事に戻ろうとしても、本人の希望する仕事に就くのが困難な状況もみられます。このような境遇に置かれた女性の意欲と能力を生かせる環境をつくることは、本人にとっても、企業や社会全体にとっても有益です。更に、意欲と能力のある女性が社会の様々な分野で活躍することができるよう、女性の起業や「再チャレンジ」を支援していくことが必要です。

また、本市には、「かやぶきの里」や「るり溪」など全国的にも有名な観光資源があります。これらの資源を活用し、自然と伝統を守りながら更なる魅力ある観光地づくりを進めるためには、女性の感性や経験が生かされることが必要であり、女性の地域おこし、まちづくり、観光等の分野に新たな活躍の場を広げることが求められています。

施策の方向

(1) 女性のチャレンジ支援の推進

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、チャレンジ支援を推進します。

具体的施策	施策の内容
20 職業能力等を開発するための支援の充実	・女性の職業能力の開発等のため、らら京都や京都府ジョブパークとの連携のもと、講座等の開催情報や、起業に関する情報や学習機会を提供し、女性の起業を支援します。
21 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催	・再就職希望者に対し、公共職業安定所等、関係機関との連携のもと、情報提供を行います。

(2) 女性団体等の活動支援の推進

男女共同参画の取組が全市的な広がりをもって推進されるよう、各種女性団体やグループなどの活動を支援します。

具体的施策	施策の内容
22 女性の交流、活動への支援	・広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動と広い視野が養えるよう、女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。
23 男女共同参画推進拠点の確立	・女性団体やグループ等の地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進

地域づくりを推進する活動や、地域の文化・産業に男女が共に参画して新たな視点で見直すことにより、地域おこし・まちづくりを進め、更にはそれを基盤とした観光施策を推進することで、地域全体の活性化を図ります。

具体的施策	施策の内容
24 地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進	・地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。

基本目標 3. 労働における男女平等の推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇が確保されることが必要です。就業において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しを進め、子育てや介護への社会的な支援の充実に努めます。

また、農林業や商工業等の自営業においても、男女が共に担い手としての役割を果たすことができるよう、取組を進めます。

重点課題 1 職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

日本国憲法は、すべての人に勤労の権利を保障しています。職場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりを進めることが重要です。

しかし、現実には賃金や昇進・昇格、就業形態など、職場における機会や待遇には依然として男女の差がみられます。市民意識調査においても職場において男女が平等かどうか聞いたところ『男性の方が優遇されている』の割合は 40.4%ですが、『女性の方が優遇されている』の割合は 5.5%となっています。

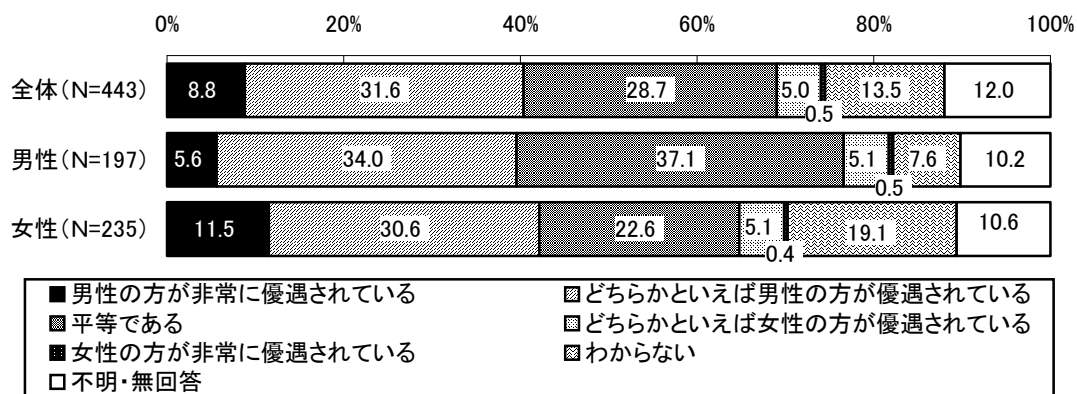
女性の年齢階級別労働力率をみると、本市でも全国同様、子育て期にあたる 30 歳代前半で低下する“M字カーブ”がみられます。一方で、市民意識調査にて、女性が働き続けるには特にどのようなことが必要かという問において「男女共に育児・介護休業が取得しやすいようにする」「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」などが高くなっていることから、市の支援や周囲の理解の促進によって、希望に合わせて労働しやすい環境をつくることが求められます。

また、女性が職場で母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することも、重要な課題となっています。

平成 19 年（2007 年）4 月には、男女雇用機会均等法の改正法が施行されるなど、制度上の改善は図られつつありますが、依然、就業意欲を低下させる等の事例が見受けられます。

今後も、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

Q. あなたは、職場において男女の地位は平等になっていると思いますか。



施策の方向

(1) 男女平等の推進

労働基準法や男女雇用機会均等法などに基づき雇用機会や待遇が確保されるよう、事業主等へ働きかけるとともに、各種相談を実施し、男女が共に持てる力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容
25 男女雇用機会均等法の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知を図るため、チラシ、広報等を利用した啓発活動に努めます。 ・職場における待遇の改善に向けての啓発を行います。
26 パートタイム労働者等の就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、パンフレット等を利用した、パートタイム労働法改正等の周知を行います。
27 就労や労働に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、広報誌、パンフレット等を利用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。 ・京都府ジョブパークやハローワーク等と連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。
28 働く女性への妊娠中・出産後の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すと同時に、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中で、男女が仕事と家庭生活を両立させ、バランスのとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくためには、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスも充実していくことが重要です。

働く場においては、育児・介護休業法※¹⁰等の制定や改正により、国の制度は整ってきているものの、企業等においては、いまだ十分に活用されているとは言えない状況にあり、仕事と子育て・介護の両立についての意識啓発を進める必要があります。更に、育児・介護休業等を取得しやすく、復帰しやすい職場づくり、仕事と家庭生活の両立をしやすくする多様な就労形態の普及、長時間労働等の職場優先の意識や男性も含めた働き方の見直しなど、男女が働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

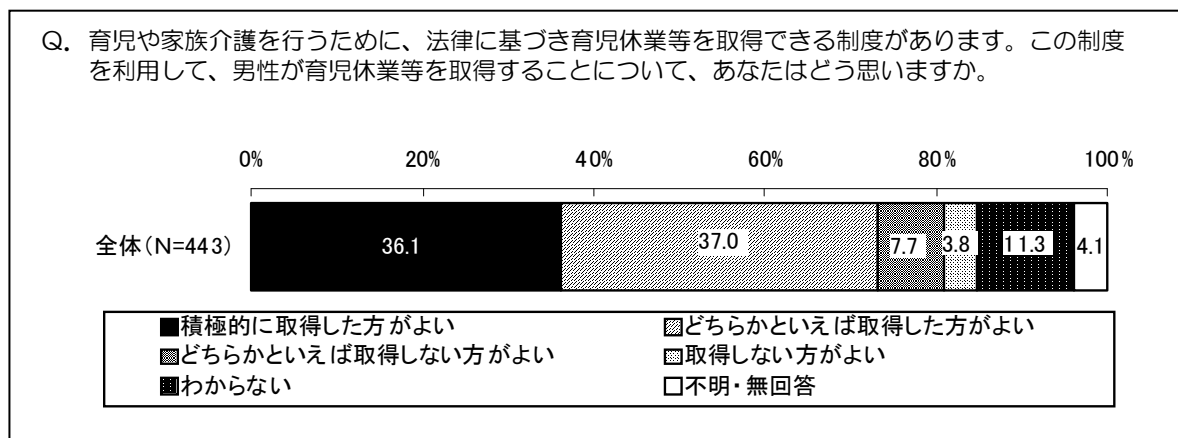
市民意識調査においては、「男性が育児休業を取得することについてどう思うか」という問で、全体の73.1%が取得した方がよいと回答しており、男性の育児休業取得について支持する人が多いという結果が出ています。しかし、取得した方がよいとの回答は、年齢が上がるほど低くなっており、年代による意識の差が現れています。

一方、家庭・地域においては、核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、子育て支援機能の低下が問題となっており、各種保育サービスの充実など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

就労時間や就労形態など、保護者を取り巻く労働環境も変化していることから、家庭、地域、職場及び行政が一体となり、少子化対策や子育て支援において、必要に応じた各種保育サービス等を充実していく必要があります。

また、介護が必要な家族がいる労働者を支援するために、介護が必要な方の状態やニーズに応じた介護サービスが受けられるよう、社会的支援の充実が求められています。

男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、働く場や地域など社会全体で子育てや介護を支えていくための環境整備を進める必要があります。



施策の方向

(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

男女が共に仕事と家庭生活の調和を図った働き方ができる地域社会づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容
29 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	・市民、事業者を対象とした講演会、講座等の開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行います。
30 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	・女性に限らず、男性も育児、介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。
31 多様な就労形態の普及	・多様な就労形態について、パンフレット等を活用した広報活動を行います。 ・多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。

(2) 子育て支援策等の充実

子育ての負担を軽減するため、多様な保育サービスの充実、地域における子育て支援、相談など、関係機関と連携を図りながら、社会的な子育て支援の充実に努めます。

具体的施策	施策の内容
32 子育て支援の拠点施設の充実	・子育て支援の拠点である「子育てすこやか支援センター」を各町に設置し、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、子育てに関する悩み等の相談に応じ、母親の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。
33 多様な保育サービスの充実	・多様化する保護者の就労状況や病気や育児疲れ等、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。
34 子育て支援制度の充実	・育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ・ファミリーサポート支援事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の確立を図ります。

重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上

【現状と課題】

本市の産業は、主に農業と林業であり、特に農業においては、みず菜、壬生菜、九条ねぎ等の京野菜の産地であり、これらの付加価値の高い農産物に対するニーズは、今後ますます増大することが想定されます。また、近年は次代を担う産業拠点として各種企業の誘致に取り組んでいます。

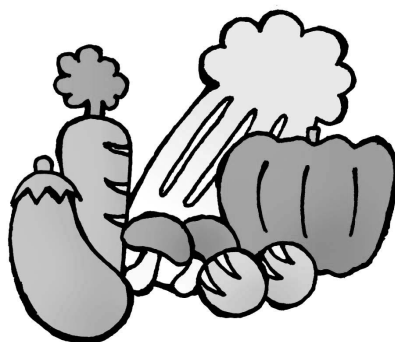
今後、本市の経済環境を活性化させる上で、これら地域産業においては、いずれも担い手の育成や、販路を拡大するための新たな魅力の創造などが求められています。

中でも、女性の視点や能力を生かしていくことが必要と考えられます。本市の農業においては、女性の加工グループが多く活動しており、地元産の食材を使った安心・安全な農産物を生産しており、農家所得の向上と生きがい対策となっています。

今後とも、生産活動だけでなく、特産品等の地域資源を活用した商品企画、加工、販売などの場において女性の参画を推進し、経営能力や技術の向上を図るための支援を進めていくことが必要です。

また、家族経営では生産の場と生活の場が一体となる場合が多く、女性は家事・育児・介護等の負担をより多く担っている状況があります。ゆとりある生活環境づくりに向け、適切な労働時間や休日の確保など、労働条件の整備が課題となっています。家族経営協定^{※11}は、本市において平成20年度現在、6戸の農家が協定を締結しています。

農林業等の自営業においても、男女が共に担い手として、意欲と能力を生かせる環境づくりを進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 方針決定過程への女性の参画促進

農業を行う家族の中で経営や労働について十分な話し合いの場が持てるよう、家族経営協定の普及を図ります。また、経営能力や技術向上のための情報提供や研修会等を通じ、農林業や商工業等の自営業に携わる女性の方針決定過程への参画を促進します。

具体的施策	施策の内容
35 家族経営協定の普及	・家族全員の自由な意思にもとづいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。
36 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	・各関係団体等との連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会等を行います。

(2) 就業条件と環境の整備

農業や商工業等の自営業に携わる男女が共に快適に働くことができるよう、適切な労働時間や休日の確保など、就労環境の改善に向けた啓発活動を行います。

具体的施策	施策の内容
37 農業等における労働条件の改善のための啓発	・労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。

基本目標4. だれもが安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。一人ひとりがやる気と生きがいを持って充実した暮らしができる社会の実現を目指します。

高齢者や障がい者の介護等については、女性に負担が多くかかる傾向があるため、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実等を進め、社会全体で支える介護に向けた施策を推進します。生活・養育・就労等において様々な問題を抱えることが多いひとり親家庭についても、自立に向けた支援の充実を図ります。

また、だれもが生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、各年代に応じた健康づくりに向け、意識啓発や活動支援を行います。

重点課題1 高齢者・障がい者等への支援充実

【現状と課題】

本市においては少子高齢化が急速に進んでいる状況にあります。住民基本台帳によると、平成20年（2008年）3月末の65歳以上人口は10,154人、高齢化率は28.7%となっています。本市の障がい者の状況は、平成20年（2008年）3月末現在で手帳所持者数が3,230人となっており、総人口の9.1%を占めています。

高齢化が進行する中、高齢者への各種福祉施策のほかに、高齢期において健康で生きがいを持って暮らしていくために、長年の知識・経験を生かした就労支援や、生涯学習の機会の充実等を図っていくことが重要です。

また、一般高齢者をはじめ、ひとり暮らしの高齢者、要支援・要介護認定者や認知症を持つ方は、女性の方が多い状況にあります。家庭でその人たちを主に介護しているのも、ほとんどが女性となっています。一方で、公的年金の受給額は、平均的に男性と比べ少なく、経済的にも自立しにくい状況となっており、本市において、男女共同参画と高齢化は密接に関わる問題であることが分かります。

障がい者への福祉施策としては、障がい者団体の活動に対する助成や、委託による地域活動支援センター開設等のほかに、生きがいづくりの促進や家族介護者への支援を行っています。

各福祉施策の制度改正が進む中で、高齢者や障がい者が地域で自立した生活ができるようにするとともに、介護を社会全体で支えられるよう、支援体制を確立する必要があります。

施策の方向

(1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援

高齢者や障がい者が健康で充実した生活を送ることができるよう、生活や就業への支援を行うとともに、生きがいつくり等、社会参画への支援を進めます。

具体的施策	施策の内容
38 高齢者・障がい者等の生きがいつくりのための支援	・高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で、充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと人材確保に努めます。
39 高齢者・障がい者等の就労支援	・シルバー人材センター等関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした就労促進や、障がい者の自立意欲や能力の向上を進めるため、就労支援の確立を促します。 ・高齢者雇用対策の推進や、障がい者の就労促進に向け、企業等への働きかけや就労情報の提供を行います。

(2) 高齢者・障がい者等福祉サービスの充実

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするとともに、介護の負担が家庭のみにかかることのないよう、各種福祉サービス等の充実を図ります。

具体的施策	施策の内容
40 権利擁護の推進	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等が、地域で自立した生活を送れるよう、地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度について、専門的、継続的な視点から支援及び普及、啓発に努めます。
41 各種福祉サービスの充実	・介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がい者等の自立支援に向けての制度の充実を図ります。
42 介護に携わる人材の育成	・介護に携わる方の介護に関する知識や技術の取得のための研修会を開催し、人材の資質向上に努めます。 ・高齢者、障がい者等を地域で支援するボランティア等の育成及び支援を行います。
43 相談体制の充実	・福祉事務所内に専門相談員を配置し、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めます。

重点課題2 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男性も女性も互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

生涯にわたって健康に過ごすためには、特に成長過程の重要な時期である思春期において、性や喫煙、飲酒、薬物等、健康をおびやかす問題に関する正しい知識が必要となります。

また、近年増加している生活習慣病などの予防に向け、自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育の充実が求められています。

本市においては、健康診査や各種がん検診、健康教育、健康相談等の実施を通じ、市民の生涯にわたる健康づくりを支援しています。また、ライフステージごとの健康教育、相談事業等を実施し、身体的特徴を理解し、正確な知識を持つことで、互いの性を尊重することができるよう啓発を行っています。

今後も、すべての人が健康に暮らしていけるよう、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を進める必要があります。

施策の方向

(1) 母性健康管理対策の推進

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細かな母子保健サービスを提供します。また、不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊で悩む男女に対しての支援を行います。

具体的施策	施策の内容
44 妊娠・出産に関する保健指導の充実	・妊娠時等の女性の健康管理のため、妊婦に対する各種支援や母親教室を実施し、妊娠、出産等の正しい知識の普及とその重要性について、教育、啓発に努めます。 ・妊娠、出産等、女性の身体的機能について理解を深め、女性の生涯にわたる健康について、女性が自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。
45 不妊に関する相談等の支援	・不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

各年代に応じた心身の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、健康診査等各種保健事業などを通じて男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

特に女性は妊娠や出産をするという母性を持っていることから、男性とは異なる健康上の配慮が必要です。このため、女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、保健事業の充実を図ります。

具体的施策	施策の内容
46 健康づくりのための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・生涯を通じた健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。・メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。・子宮がん、乳がん等の予防と早期発見の自己検診法を普及し、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。
47 薬物乱用対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・薬物等の乱用、所持で補導される事例が全国的に増加傾向にあります。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している者の早期発見、補導、再乱用防止のための施策等を推進します。
48 心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・専門職による個別の相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談事業、訪問を実施します。
49 性と生殖に関する意思の尊重	<ul style="list-style-type: none">・ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性自らが主体的に考えることができるよう、健康教育や啓発を行います。

第4章 計画の推進体制

男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第3章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

1. 推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。そのために、男女共同参画を担当する専門の係を設け、各部局、各課にまたがる男女共同参画関係施策の企画・調整を行い、総合的かつ効果的な取組を行います。

更に、より実効性のある計画とするために、市の男女共同参画推進に関する条例の制定を検討します。

庁内の推進組織である男女共同参画行動計画検討委員会において審議を重ねながら、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

2. 関係団体との連携

市内の各種団体との連携は、市全体が共通認識において男女共同参画を進めるためにも必要不可欠です。

外部の団体も含めた推進組織である男女共同参画社会推進委員会を中心に、関係団体との連携を図り、定期的な進捗状況の確認を行うとともに、計画の推進を図ります。

3. 市民との連携

市民が家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。男女共同参画に関する活動を行う団体のネットワークづくりを進めるとともに、各団体と行政が連携を図りながら、施策を推進します。

また、機会を捉えて男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。

4. 国・府等関係機関との連携

男女共同参画計画の円滑な実施にあたっては、国・府、他自治体との連携が不可欠となります。そこで、府や近隣自治体の動きを的確に把握するとともに、情報交換や連絡体制の強化を図り、広域的にも一体となった男女共同参画行動計画の推進を図ります。

同時に本市からの情報発信を積極的に行い、計画の更なる発展を目指します。

5. 計画の進行管理

本計画を着実に実現し、実効性のあるものとするため、定期的に庁内横断的關係各課の担当者による会議を開催することにより、男女共同参画関係施策の取組状況の把握、問題点の抽出を行い、計画の進捗状況を検証します。また、項目によっては、数値目標を設定するなど、評価方法を検討し、施策内容や推進状況の検証に努めるとともに効果的な進行管理に努めます。

また、国内の社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進が図れるよう、外部の団体により、推進上の諸問題について協議を行い、計画の進捗状況等の検証と評価を行います。



資 料 編

1. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ

計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要

な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有して

いることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視

し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他

必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2. 男女共同参画基本計画（第2次）の概要

第1部 基本的考え方

1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
- (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成
- (2) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
 - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

- ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
- エ 男女間の賃金格差の解消
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
 - ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及
 - イ パートタイム労働対策の総合的な推進
 - ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
 - オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画
- (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
 - ア 起業支援策の充実
 - イ 雇用・起業以外の就業環境整備

4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の推進
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者の社会参画に対する支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
- (3) 高齢期の所得保障
- (4) 障がい者の自立した生活の支援
- (5) 高齢者及び障がい者の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究等
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援
 - エ 関連する問題への対応
- (3) 性犯罪への対策の推進
- ア 性犯罪への厳正な対処等
 - イ 被害者への配慮等
 - ウ 加害者に関する対策の推進等
 - エ 啓発活動の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童に関する対策の推進
- (5) 人身取引への対策の推進
- ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進
 - イ 関係法令の適切な運用
 - ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進
 - エ 調査研究等の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (7) ストーカー行為等への対策の推進
- ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - イ 被害者等の支援及び防犯対策
 - ウ 広報啓発の推進

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
 - ア 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - イ 適切な性教育の推進
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV／エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進
 - ウ 喫煙、飲酒対策の推進

9 メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・発展・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・発展・平和」への貢献
 - ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進
 - イ 国連の諸活動への協力
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

カ NGOとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- (1) 科学技術
- (2) 防災（災害復興を含む）
- (3) 地域おこし、まちづくり、観光
- (4) 環境

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援

3. 用語解説

※1 固定的な性別役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

※2 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和 61 年（1986 年）4 月に施行。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

平成 11 年（1999 年）4 月には、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクション及びセクシュアル・ハラスメントに係る規定の創設、企業名公表制度の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

平成 19 年（2007 年）4 月には、性別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別禁止規定の創設、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込み、改正法が施行されました。

※3 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む子どもの平均数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

※4 ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭内で発生するすべての暴力を指す言葉ですが、最近では、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性が受ける暴力を指して使われることが多くなっています。肉体的な暴力だけでなく、行動の監視や制限をする、ののしるといった言葉や行為によるものについても暴力の範ちゅうとして取り上げられています。

※5 セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。立場を利用するなど、性差別の上に成り立っていることが多く、特に雇用の場で問題となっています。

※6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力にかかわる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成 13 年（2001 年）10 月施行。

平成 16 年（2004 年）12 月には、それまでの保護命令などでは対応できない事例が多くみら

れたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに被害者の子どもへの接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を延長することなどを柱とした改正法が施行されました。

※7 メディアリテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力のことであり、メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。従来は、電話や手紙などのパーソナル(コミュニケーション)メディア、新聞やテレビ・ラジオをはじめとするマスメディアといった伝統的なメディアの利用方法を知っていれば事足りましたが、現在では、急激な技術の進歩によりインターネットや携帯電話などの新しい形態のメディアが台頭しており、こうした新しいメディアの利用にまつわるトラブルや混乱も頻発するようになってきました。このため、各メディアの本質を理解し、適切に利用する能力であるメディアリテラシーの重要性は日に日に高まっています。

※8 エンパワーメント

「力をつけること」の意味。具体的には、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になることを意味しています。

※9 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施するものです。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などがあります。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

※10 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成4年(1992年)4月に施行。仕事と家庭生活の両立を図るため、労働者が育児休業や介護休業、時間外労働及び深夜業の制限の制度を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずることを事業主に義務づける法律。

平成17年(2005年)4月には、育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子どもの看護休暇の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

※11 家族経営協定

経営方針や役割分担・就業条件・収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。

4. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 設置要綱

○南丹市男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成18年11月15日

告示第356号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画をめざす施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、南丹市男女共同参画社会推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 南丹市男女共同参画行動計画の策定において、必要な調査研究及び提言に関する事項
- (2) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市内の団体等より地域性、年齢構成等を考慮した上で、男女共同参画に関する問題について高い識見と関心を有する者の中から市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員構成)

第5条 推進委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会には、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、市民部において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

5. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 委員名簿

団 体 名 等	氏 名
南丹市議会厚生常任委員会委員長	◎ 松尾 武治
南丹市商工会	中島 典紀
南丹市社会福祉協議会	松本 美好
南丹市民生児童委員協議会	○ 大坪 洋子
南丹市婦人会	原田 朱美
南丹市P T A連絡協議会	片山 享子
南丹市体育協会	吉野 隆
南丹市人権擁護委員会	小槻 忠行
南丹市人権教育啓発推進協議会	○ 谷 幸
南丹市園部町女性団体連絡会代表	野々口きぬゑ
南丹市園部女性の館管理運営委員会	矢野 茂世
美山町女性の集い連絡会	木戸 信子
美山町女性の集い連絡会	中西 里子
八木町民生児童委員協議会女性部	三觜 晴子
京都府女性の船「ステップあけぼの」南丹・船井支部長	芦田 美子
日吉地域農村女性グループ	吉田 陽子
食生活改善推進員協議会日吉支部	矢野 久子
南丹市市民部長	草木太久実
合 計	18名

◎…委員長 ○…副委員長

6. 男女共同参画社会の形成に向けた歩み（年表）

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	本市の動き
1975年(昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年」 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 婦人問題企画推進本部会議開催 		
国連婦人の十年	1976年(昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正・施行(離婚後の氏の選択) 	
	1977年(昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」決定 国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> 女性政策窓口の設置 女性婦人問題協議会設置
	1978年(昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画第1回報告書」発表 	
	1979年(昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「京都府婦人大学」開設 「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施
	1980年(昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画第2回報告書」発表 「女子差別撤廃条約」署名式 	
	1981年(昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定 京都府立婦人教育会館の建設、KYOのあけぼの大学の創設 等
	1982年(昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 京都府立婦人教育館開館
	1983年(昭和58年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画第3回報告書」発表 	
	1984年(昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> 国籍法改正(1985年施行) 	
	1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の公布 「国内行動計画第4回報告書」発表 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 国連婦人の10年最終年記念大会—京都女性のフォーラム 85—開催
1986年(昭和61年)				
1987年(昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する意識調査」実施 	
1989年(平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> 第二次計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画—KYOのあけぼのプラン—」策定 	
1990年(平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告」採択 			
1991年(平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 「育児休業法」の公布(1992年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> 旧園部町において女性対策検討委員会及び推進会議を組織

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	本市の動き
1992年(平成4年)		・婦人問題担当大臣設置		・旧八木町において「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
1993年(平成5年)	・世界女性会議開催 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行 ・中学校で家庭科の男女共修開始		・旧八木町において「八木町女性対策検討委員会設置要綱」を制定 ・旧園部町「女性の館」建設
1994年(平成6年)	・第4回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		・旧八木町において「女性海外視察団」派遣制度が実施
1995年(平成7年)	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」施行	・「京の女性史」発行 ・第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	・旧美山町において「美山町女性の集い連絡会」が発足
1996年(平成8年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000年プラン」策定	・女性総合センターの開設 ・「KYOのあけぼのプラン」改定	・旧園部町において「仲良く生きよう・プランそのべ」を策定
1997年(平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「労働基準法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998年(平成10年)		・「男女共同参画社会基本法」男女共同参画審議会答申		
1999年(平成11年)	・「女性に対する暴力撤廃国際日」設定	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行	・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・旧美山町において「女性議会」が開催
2000年(平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催 ・「政治宣言」「北京宣言」及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行		
2001年(平成13年)		・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・「京都府男女共同参画計画・新KYOのあけぼのプラン」策定	・旧日吉町において「男女共同参画推進会議」の設置
2002年(平成14年)		・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設		・旧日吉町において「日吉町男女共同参画懇話会」の設置・「男女共同参画社会に関する町民意識調査」の実施 ・旧園部町において「仲良く生きよう・プランそのべ」を改定 ・旧園部町において「園部町女性団体連絡会」が発足

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	本市の動き
2003年(平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004年(平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定	・「京都府男女共同参画推進条例」施行	・旧日吉町において「ひよしせせらぎプラン」を策定
2005年(平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・旧八木町において「八木町男女共同参画プラン」を策定
2006年(平成18年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ・京都府男女共同参画計画「新KYOのあけぼのプラン」後期施策の重点施策と目標数値を設定	※旧園部町・八木町・日吉町・美山町の4町合併
2007年(平成19年)		・「男女雇用機会均等法」の一部が改正		
2008年(平成20年)			・「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」(女性のパワーを活かした元気な京都づくり)策定 ・「京都府女性総合センター魅力アッププラン」策定	・「南丹市男女共同参画行動計画」を策定(平成20年度)

南丹市男女共同参画行動計画

発行：南丹市

編集：市民課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL：0771-68-0005

FAX：0771-63-0653

発行年月：平成 21 年 3 月
